

資産税に関する令和 4 年度税制改正について

ファミリーコンサルティングニュースレター

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング

2022 年 1 月 第 8 号

はじめに

令和 3 年 12 月 10 日、「令和 4 年度税制改正大綱」が公表されました。今回は、その中から資産税に関して重要性が高い下記項目について解説を行います。また、税制改正大綱で見送られたものの今後議論が進められる項目についても、触れることとします。

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の見直し
- 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に対する措置
- 財産債務調書制度等の見直し
- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

資産税に関する令和 4 年度税制改正の概要

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置の見直し

(1) 制度の概要

後継者が非上場株式を先代経営者から贈与・相続により取得した際、一定の要件を満たすことで、贈与税・相続税の納税が最大全額猶予される制度です。

(2) 税制改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により次世代への事業承継の時期が後ろ倒しになっている傾向にあり、事業承継税制の特例承継計画の申請ペースが鈍化している状況を踏まえ、特例承継計画の提出期限が下記の通り 1 年延長されます。

現行	改正案
令和 5 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日

(3) 留意点

特例承継計画の提出期限は 1 年延長されたものの、特例制度自体は令和 9 年 12 月末までの時限措置とされており、今回の大綱において延長を行わない旨が明記されているため、適用を検討している企業に関しては早期に事業承継に取り組むことが期待されます。

2. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に対する措置

(1) 制度の概要

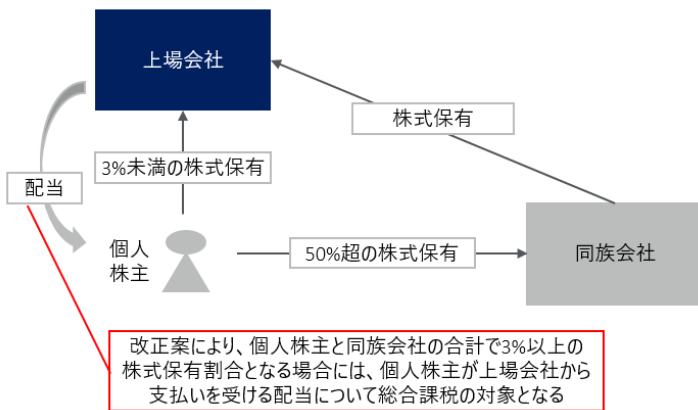
配当所得は原則所得税率 5.105%~45.945%で総合課税されますが、上場株式等の配当所得等については、申告分離課税や申告不要という課税方法の選択も可能とされています。ただし、上場株式等に係る持株割合が 3%以上（いわゆる大口株主）の場合にはこの選択はできず、総合課税となります。

(2) 税制改正の概要

現行法では、対象となる上場会社の発行済株式等の3%以上を直接保有する者のみが大口株主として定義されており、同族会社等を通じて対象上場会社を間接的に支配している個人株主は申告分離課税等の選択が可能となっています。この大口株主の要件について以下のとおり見直しが行われます。

- 対象上場会社の株式等保有割合（同族会社を通じた保有割合を含む保有割合）が3%以上の場合も大口株主として、その者が受け取る配当は総合課税となる。
- この場合の株式等保有割合とは、個人及びその個人を判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当する法人が保有する株式の発行済み株式の総数に対する割合をいう。
- 上記は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用される。

(イメージ図)



3. 財産債務調書制度等の見直し

(1) 制度の概要

一定の個人が保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した書類（財産債務調書）を所得税の納税地の所轄税務署長に提出する制度です。

(2) 税制改正の概要

財産債務調書の提出期限が緩和される一方で、提出義務者の範囲が拡大され、高額資産保有者の資産状況報告義務が強化されます。

内容	現行	改正案(*1)
財産債務調書の提出義務者	所得税等の確定申告書の提出義務者で 下記に該当する者 ●所得金額の合計額が2,000万円超 ●保有財産が3億円 ^(※2) 以上 又は、 保有国外転出特例財産が1億円 ^(※2) 以上	現行に加え、以下も提出義務者とされる ●所得金額にかかわらず、保有財産が 10億円 ^(※2) 以上
宥恕措置	提出期限後に財産債務調書等が提出されたが、調査があったことにより更正等があることを予知してされたものではないときは、 その財産債務調書等は提出期限内に提出されたものとみなす ^(※3)	調査通知前に提出されたものである場合に限り、 現行の宥恕措置が適用される
提出期限	翌年の3月15日	翌年の6月30日
記載省略可能な家庭用動産の基準	取得価額100万円未満	取得価額300万円未満

- (※1) 上記の改正は、いずれも令和 5 年分以降の財産債務調書等に適用される。
- (※2) その年の 12 月 31 日の価額で判定する。
- (※3) 財産債務調書等に係る宥恕措置：財産債務調書等を提出期限内に提出した場合には、その財産債務に係る所得税等の申告漏れが生じたときであっても、その申告漏れに係る部分の過少申告過少申告加算税等について、5%軽減される。逆に、財産債務調書等の期限内提出がない場合等は、その財産債務に係る所得税等の申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重される。

4. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

(1) 制度の概要

父母・祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用家屋を新築等するための資金を取得した場合に一定の要件を満たすことで、一定額まで贈与税が非課税になる制度です。

(2) 税制改正の概要

- 適用期限が令和 3 年 12 月 31 日から令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長される。
- 非課税限度額が下記の通り縮減される。

	令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日
省エネ住宅等	消費税率 10% 1,500 万円 上記以外の場合 1,000 万円	1,000 万円
上記以外	消費税率 10% 1,000 万円 上記以外の場合 500 万円	500 万円

(※) 住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期による非課税限度額の差異はない。

(※) 省エネ等住宅とは、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋を指す。

- 既存住宅家屋の要件が下記の通り変更される。

	現行	改正案
築年数要件	原則、築年数が 20 年 (耐火建築物の場合は 25 年) 以内のもの ※一定の要件を満たす場合は、 築年数 20 年超であっても可	築年数要件は廃止される
耐震基準要件	築年数が 20 年 (耐火建築物の場合は 25 年) 超の場合は耐震基準の適合が必要	築年数にかかわらず、新耐震基準の適合が必要 (ただし、登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合しているものとみなされる)

- 受贈者の適用年齢が 20 歳以上から、18 歳以上に引き下げられる。
- 上記の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後（受贈者の年齢の引下げは同年 4 月 1 日以後）の、当該制度に係る贈与税について適用される。
- 上記（非課税限度額を除く）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置等についても同様に適用される。

(3) 留意点

令和 3 年 12 月 31 日までに住宅取得に係る契約を締結した場合でも、贈与が令和 4 年 1 月 1 日以後の場合の非課税限度額は改正後の最大 1,000 万円となります。

改正が見送られたものの、今後議論が進められる相続税・贈与税の課税方式の見直し

令和3年税制改正大綱にて、今後本格的な検討を進める旨が明記された相続税・贈与税一体化議論については、令和4年の改正が見送られたものの、引き続き検討を進める旨が明記されているため、今後も動向を注視する必要があります。

令和4年税制改正大綱の一部抜粋

我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家庭内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング



パートナー 梅村芳志

yoshiyuki.umemura@tohmatu.co.jp



マネジャー 西村裕子

yuko.nishimura@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : family-consulting@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

ファミリーコンサルティングサービス : www.deloitte.com/jp/family-consulting-ip

ロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつ又は複数を含みます。DTTL (又は “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して “デロイト ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をすることもありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001